

上野原市告示第5号

上野原市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

上野原市長 村上 信行

上野原市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、令和7年12月16日こ成環第769号通知「物価高対応子育て応援手当の支給について」の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」（以下「国支給要領」という。）及び「山梨物価高対応子育て応援特別給付金の支給について（通知）」（令和7年12月19日付けこ福第2188号山梨県総合県民支援局長通知）の別紙「山梨物価高対応子育て応援特別給付金支給要領」（以下「県支給要領」という。）に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当、山梨物価高対応子育て応援特別給付金及び上野原市物価高対応子育て応援特別給付金の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 応援手当 次のア、イ及びウの給付金の総称をいう。

ア 物価高対応子育て応援手当（以下「国応援手当」という。）

前条の目的を達するために、国支給要領に基づき、市によって支給される給付金をいう。

イ 山梨物価高対応子育て応援特別給付金（以下「県給付金」という。） 前条の目的を達するために、県支給要領に基づき、市によって支給される給付金をいう。

ウ 上野原市物価高対応子育て応援特別給付金（以下「市給付金」という。） 前条の目的を達するために、市の単独事業として市によって支給される給付金をいう。

(2) 支給対象者 国応援手当、県給付金及び市給付金の支給対象者をいう。

(3) 一般支給対象者 次条第1項第1号の支給対象者をいう。

(4) 公務員支給対象者 同項第2号の支給対象者をいう。

(5) 出生児童支給対象者 同項第3号の支給対象者をいう。

(6) 離婚等支給対象者 同項第4号の支給対象者をいう。

(支給対象者)

第3条 応援手当は、次の各号のいずれかに規定する児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

(1) 児童手当の受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者であって、市が支給する令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当の受給者

(2) 令和7年9月分の児童手当の受給者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、令和7年9月30日（以下「基準日」という。）時点で市に住所を有する者

(3) 基準日の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者で

あって、市に住所を有する者

- (4) 第1号、第2号及び国支給要領第2の1の(1)に掲げる受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までの間に離婚（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに市が支給する児童手当の受給者となった者。ただし、第1号及び第2号の受給者から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、又は、当該受給者が、応援手当に相当する額の金銭等を応援手当の目的のために費消していた場合を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に第1項に規定する支給対象者に対して応援手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>①（支給対象者死亡の場合）</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に支給対象者が死亡した場合（この項の規定により応援手当を支給される者が、応援手当の支給決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>②（施設入所等児童であることが事後に判明した場合）</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを市が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、又は、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者</p>

<p>③（家庭内暴力事案の場合）</p> <p>基準日後、支給決定前までの間に、支給対象者からの暴力を理由に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者（現に次条の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該支給対象者に対して市に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該支給対象者の配偶者</p>
---	--------------------------

（対象児童）

第4条 対象児童（応援手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 令和7年9月分の児童手当に係る児童
- （2） 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

（支給額）

第5条 市は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、応援手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する応援手当の金額は、対象児童1人につき50,000円とする。
- 3 前項の支給額の内訳は、次のとおりとする。
 - （1） 国応援手当 20,000円
 - （2） 県給付金 20,000円

(3) 市給付金 10,000円

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第6条 市は、一般支給対象者に対し、応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（様式第1号）により、応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の申入れ後速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、応援手当を支給する。ただし、前項の届出があったときはこの限りでない。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第7条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、応援手当の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、一般支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（様式第2号）（次号において「口座登録等の届出書」という。）により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに口座登録等の届出書により第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 公務員支給対象者に対して支給する応援手当に係る市の申請受付開始日は、第11条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に

定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち、最も早い日から1月以上3月以内の市長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第9条 出生児童支給対象者に対して支給する応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

- 2 申請期限は、応援手当の支給対象者となった日から3月以内の市長が別に定める日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第10条 離婚等支給対象者に対して支給する応援手当については、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に、当該者からの応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

- 2 申請期限は、応援手当の支給対象者となった日から3月以内の市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第11条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者(以下「公務員支給対象者等」という。)は、物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(様式第3号)(以下「応援手当申請書」という。)により申請を行う。ただし、公務員支給対象者等が、所属庁より配布のあった物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)により申請を行った場合、当該申請書を応援手当申請書とみなすものとする。この場合、当該申請書記載事項は、次の表の左欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※対象児童1人につき2万円になります。	※対象児童1人につき5万円になります。
---------------------	---------------------

- 2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、公務員支給対象者等が金融

機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる申請方式を行う。

(1) 郵送申請方式 公務員支給対象者等が応援手当申請書を郵送により市に提出し、応援手当申請書の振込先指定口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 公務員支給対象者等が応援手当申請書を市の窓口に出し、応援手当申請書の振込先指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 公務員支給対象者等が応援手当申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該公務員支給対象者等の本人確認を行う。

(代理による申請)

第12条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該公務員支給対象者等の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第13条 市長は、第11条第1項の規定により提出された応援手当申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、応援手当を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 公務員支給対象者等が第8条から第10条の申請期限までに第11条第1項の申請を行わなかった場合、当該公務員支給対象者等が応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年6月30日までに指

定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

- 3 市長が第13条の規定による支給決定を行った後、応援手当申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、応援手当申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 支給対象者は、応援手当の支給を受ける権利を、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、応援手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき支給決定された応援手当については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

上野原市長 宛

受付印

1. 受給拒否の内容

私は、以下のとおり応援手当の受給を拒否することを届け出ます。
(該当するものすべてにチェックを入れてください)

- 国応援手当（対象児童1人につき2万円）の受給を拒否します。
- 県給付金（対象児童1人につき2万円）の受給を拒否します。
- 市給付金（対象児童1人につき1万円）の受給を拒否します。
- すべての応援手当（対象児童1人につき計5万円）の受給を拒否します。

2. 対象児童

受給を拒否する対象児童について記入してください。

対象児童氏名： 生年月日： 年 月 日

対象児童氏名： 生年月日： 年 月 日

対象児童氏名： 生年月日： 年 月 日

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

令和7年9月分(又は10月分)の児童手当支給市区町村

上野原市長 宛

受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。			住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要
*下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 公金口座への振込みを希望

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

イ 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(フリガナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所		1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号					店番号	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由	
-------------	--

【誓約・同意事項】

- 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市長が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この届出書は、支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める日までに、市長が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

令和7年9月分30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

上野原市長 宛

受付印

1. 申請者・請求者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要
※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ)	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき5万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

証明欄 附番

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

(裏面も確認してください)

4. 受取方法

ア 公金口座への振込みを希望

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)							(フリガナ)
										口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座								
			金融機関番号							
	店番号									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市長が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める日までに、市長が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）